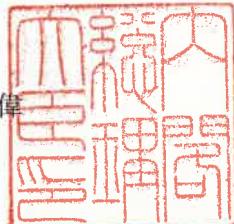


新技術等実証計画の認定証

消表対第1338号  
消食表第392号  
2生産第1193号  
令和2年10月5日

一般財団法人日本ヘルスケア協会  
会長 今西 信幸 殿

内閣総理大臣 菅 義偉



農林水産大臣 野上 浩太郎



令和2年9月11日付けで認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する生産性向上特別措置法（以下「法」という。）第11条第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

- 1 当該新技術等実証計画が革新的事業活動実行計画及び基本方針に照らし適切なものであること。
- 2 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第11条第3項第4号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれることである。
- 3 当該新技術等実証計画の内容が法及び法に基づく命令並びに法第11条第3項第6号に掲げる新技術等関係規定に違反するものでないこと。

そのため、法第11条第1項の規定により当該新技術等実証計画を認定します。

記

1. 認定の年月日

令和2年10月5日

2. 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

事業者名 一般財団法人日本ヘルスケア協会

代表者名 会長 今西 信幸

住 所 東京都港区虎ノ門1-15-10

### 3. 当該認定に係る新技術等実証計画の内容

#### (1) 新技術等実証計画の概要

##### ①目標

野菜が持つ含有成分やその一般的な機能性についての表示モデルを明確に示すことを通じて、小売りの現場における適切な広告活動を促進し、消費者の自主的かつ合理的な選択を促し、消費者の野菜の摂取量の増加や健康づくりに貢献する。

また、より機能性の高い野菜が適切な価格設定を行いやすくすることを通じて、生産者の競争力や付加価値向上に資する。

##### ②内容

関係法令に違反しないことを前提として、「直販所や量販店の野菜・果実の栄養素の一般的な機能性・特徴表示に関するPOP等表示マニュアル（自主マニュアル）」（以下、「マニュアル」という。）を作成するとともに、勉強会に参加し、マニュアルの使用許可を得た小売店は、マニュアルに基づいて作成したPOP等の表示を行う。

また、仮に、保健所等や消費者からの指摘事項があれば受け付け、継続的に改善可能な仕組みを構築する。

##### ③実施場所

各小売店の店舗（10店舗以上）

##### ④参加者等の範囲

食品表示法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法に基づき適正な表示を行う義務を負う小売店

##### ⑤参加者等の同意の取得方法

参加者に対しては、勉強会参加時に認定証を示して同意を得る。

#### (2) 新技術等関係規定の条項

##### ○食品表示法（平成25年法律第70号）

###### （食品表示基準の遵守）

第5条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしてはならない。

##### ○健康増進法（平成14年法律第103号）

###### （誇大表示の禁止）

第65条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

##### ○不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）

###### （不当な表示の禁止）

第5条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不當に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

第7条 内閣総理大臣は、第4条の規定による制限若しくは禁止又は第5条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項

を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第5条第1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

### (3) 実証を適切に実施するために必要となる措置

マニュアルでは、特定の食品を指さない、含有成分の一般的な機能性に関する表示内容については、特定の食品を指さず、売り場に「特定成分の含有の有無」のほか、合理的根拠をもって、「一般的な特徴」として、「当該含有成分の一般的な機能性など」について、POPや広告、店頭におけるQRコードと関連付けた情報紹介サイト等に表示するものとする。

特定の食品を指さない、一般的な特徴としての野菜の活性酸素消去活性を測定する方法に関する表示については、特定の食品を指さず、売り場に含有成分の名称も表示した上で、これに関連する測定方法として、合理的根拠、ヒト試験ではないことを明示した上で、「一般的な特徴」としての野菜の活性酸素消去活性を測定するDPPH法、ESR法について、POPや広告等に表示するものとする。

特定の食品を指した成分含有量や測定値に関する表示については、特定の食品を指して、成分の「含有量」、(量の)比較と合わせて、DPPH法・ESR法測定値を、POPや広告等に表示する。あるいは、DPPH法・ESR法測定値のみを表示するものとする。

マニュアルについては、関係法令に違反しないことを前提として、また、機能性表示食品制度で届け出た機能性関与成分と誤認されない表示であるように留意するなどして作成する。策定に当たり、消費者庁と意見交換を行い、必要に応じて修正し、学識経験者等で構成される第三者委員会で検証する。一般財団法人日本ヘルスケア協会野菜で健康推進部会(以下「部会」という。)の勉強会に参加した者へ使用許可を出す。POPや広告等は部会作成のものを使用するか、小売店で作成したものを部会で事前に確認する。消費者からの問合せに対するQ&Aを作成し、小売店に対する窓口教育を行う。また、小売店に対して保健所等から指摘があった事項や消費者から疑問が寄せられた事項については、書式に基づいて、部会に指摘事項や疑問点を送信してもらうことにより、マニュアルの継続的な改善を図る。

## 4. 当該認定に係る新技術等実証計画の実施期間

令和2年10月5日から令和3年8月31日まで